リフォーム補助

令和7年度 宜野湾市商工会 企業立地支援事業(空き物件活用) 募集要項

令和7年8月1日

令和7年度 企業立地支援事業(空き物件活用)にかかる募集にあたり交付要項並びに実施計画書に基づき募集要項を定める。

1. 補助対象となる事業所

補助対象となる事業所は、事務所機能として使用するものとする。ただし、 当該事業所が小売、飲食店及びサービスの提供を行う機能を有する場合は、補助金の対象とならない。

2. 補助対象者

- (1) 市町村税等(国民健康保険税を含む)を滞納していない者
- (2) 下記のいずれかに該当する者
 - 7 市内の空き物件で事業所を新設する者。ただし、当該事業所が既に設置 済みである場合であっても、設置日から2年以内であるものについては、 本制度の対象とする。
 - イ 市内の空き物件に事業所を追加で設置する者(市内で既に事業所を有し、かつ、既存事業所の営業を続ける場合に限る。)。ただし、当該事業所が既に設置済みである場合であっても、設置日から 2 年以内※であるものについては、本制度の対象とする。※起算日は募集締切日 9月 30 日(火)
 - ウ 市内に事業所を設置しており、事業所及び従業員数の規模拡大に伴い市 内の別の場所に事業所を移転する者
- (3) 1年以上の賃貸借契約を結ぶ者
- (4) 空き物件の所有者である賃貸人と賃借人との関係が次のいずれにも該当しない者
 - ア 賃貸人と賃借者が同一又は2親等以内の親族又は生計を一にする親族で ないこと
 - イ 賃貸人と賃借人が雇用関係にないこと
- (5) 令和8年2月28日時点でリフォーム工事を終え事業を営んでいる者

3. 補助率・上限額:

物件リフォーム費用の1/2以内 (上限 100万円)

4. 募集締切:

令和7年9月30日(火)まで

- 5. 募集広報方法:
 - (1) 市が発信するホームページ及びLINEへ掲載
 - (2) 商工会ホームページへ掲載
 - (3) 募集チラシを作成し市内不動産業者、金融関係機関等へ配布

6. 必要書類

- ■個人事業主の場合
 - ① 企業立地支援事業(空き物件活用)補助金交付申請書および付属資料
 - ② 店舗所有者及び管理者との賃貸借契約書(写し)
 - ③ 市町村税(国民健康保険税を含む)の滞納のない証明書(完納証明書)
 - ④ 申請者の情報利用に関する同意書
 - ⑤ 許認可が必要な業種は証明書の写し
 - ⑥ 賃借した物件の改装前写真(外観・内観)、地図
 - ⑦ 直近の確定申告書(写し) ※決算期を1度も迎えていない場合は開業届出書(写し)
 - ⑧ 事務所リフォームに係る市内業者からの見積書

■法人事業者の場合

- ① 企業立地支援事業(空き物件活用)補助金交付申請書および付属資料
- ② 物件所有者及び管理者との賃貸借契約書(写し)
- ③ 市町村税(法人)の滞納のない証明書(完納証明書)
- ④ 申請者の情報利用に関する同意書
- ⑤ 直近期の決算書(写し) ※決算期を1度も迎えていない場合は法人設立届出書(写し)
- ⑥ 法人商業登記簿謄本
- ⑦ 許認可が必要な業種は証明書の写し
- ⑧ 賃借した物件の改装前写真(外観・内観)、地図
- ⑨ 事務所リフォームに係る市内業者からの見積書

7. 非補助対象者

- (1) 本補助金の交付決定以前に着手しているもの
- (2) 法令に違反するもの、公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の対象となる営業に係るもの又はこれに類するもの
- (5) 宜野湾市暴力団排除条例(平成 23 年宜野湾市条例第 14 号)第 2 条 1 号に 規定する暴力団又は同条 2 号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会 的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 物件改装費を対象として、国・県等の補助金等の交付を受け、又は、受ける予定の者

8. 交付決定

申請書並びに本会経営指導員による実地調査報告に基づき審査を行い市が交付決定する。

9. 確定検査

実績報告と実地調査を基に交付額の確定検査を行う。

10. 補助金の支払い

令和8年3月中に補助金の支払いを市が行う。

11. 補足

この要項に定めるもののほか、必要な事項は市と協議のうえ商工会長が定める。

以上